

○財務省告示第二百七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年七月二十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等
利付国庫債券（二年）（第三百七十八回）、利付国庫債券（五年）（第三百二十回、第三百二十二回、第三百二十三回、第三百二十四回、第三百二十五回、第三百二十六回、第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回及び第三百三十一回）、利付国庫債券（十年）（第三百七回、第三百八回、第三百九回、第三百十回、第三百十一回、第三百十二回、第三百十三回、第三百十四回、第三百十五回、第三百十六回、第三百十七回、第三百十八回、第三百十九回、第三百二十回、第三百二十一回、第三百二十二回、第三百二十三回、第三百二十四回、第三百二十五回、第三百二十六回、第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回及び第三百三十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十五回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十四回、第五十五回、第六十一回及び第六十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。

四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行日	発行行価格	経過利率	の払込み
以下「振替法」という。その規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回り）をい。募集した者が加算する数値をいう。付して行われる入札に。の発行利回り格差の小さい申込みのうち、その応募額を順次割り当てる。その応募額を順次額面金額で三千九百八十九億四千四百九十六万二千五百円	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。成三十年七月二十三日	平成三十年七月二十三日	発行対象国債ごと、額面金額	百円につき、次の算式により算出した金額	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第二回) 八(第三回) 百七十	○ ・ 一 %	日年平 七成 月三十 十五一	億二百二十五
利付国庫債券 (第五回) 百二十	○ ・ 二 %	日年平 九成 月三十 十一	四億円
利付国庫債券 (第五回) 百二十三	○ ・ 一 %	十年平 日十成 二月十一	十三億円
利付国庫債券 (第五回) 百二十四	○ ・ 一 %	日年平 三成 月三十 十二	円三百十八億
利付国庫債券 (第五回) 百二十五	○ ・ 一 %	日年平 六成 月三十 十二	百五十億円
利付国庫債券 (第五回) 百二十六	○ ・ 一 %	日年平 九成 月三十 十二	一億円
利付国庫債券 (第五回) 百二十七	○ ・ 一 %	十年平 日十成 二月十二	円百四十三億
利付国庫債券 (第五回) 百二十八	○ ・ 一 %	日年平 三成 月三十 十三	百五億円
利付国庫債券 (第五回) 百二十九	○ ・ 一 %	日年平 六成 月三十 十三	円三百二十億

（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 二十 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十八 債 八 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十六 債 六 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十五 債 五 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十四 債 四 券	（（利 第十付 ）三年国 百）庫 十 債 回 券	（（利 第十付 ）三年国 百）庫 九 債 回 券	（（利 第十付 ）三年国 百）庫 八 債 回 券	（（利 第十付 ）三年国 百）庫 七 債 回 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十一 債 一 券	（（利 回第五付 ）百年国 二）庫 十九 債 九 券
一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	一 ・ 二 %	一 ・ 一 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
十年平 日十成 二三月 月十三 十二三	日年平 九成 三月三 月二十三	日年平 六成 三月三 月二十三	日年平 六成 三月三 月二十三	日年平 三成 三月三 月二十三	日年平 九成 三月三 月二十二	日年平 六成 三月三 月二十二	日年平 六成 三月三 月二十二	日年平 三成 三月三 月二十二	日年平 三成 三月三 月二十四	日年平 九成 三月三 月二十三
十三 億 円	五百 十億 円	円二 百五 十億	三 億 円	十 億 円	円百 五 十二 億	三 十五 億 円	七 十八 億 円	一 億 円	一 億 円	円三 百 十九 億

（（利 第二付 五十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 回）庫 ）債 券）	（（利 第四十 四年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第四十 四年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第九十 回三年 ）庫 ）百） 二十） 債 券	（（利 第八十 回三年 ）庫 ）百） 二十） 債 券	（（利 第七十 回三年 ）庫 ）百） 二十） 債 券	（（利 第五十 回三年 ）庫 ）百） 二十） 債 券	（（利 第三十 回三年 ）庫 ）百） 二十） 債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %
一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 月三 月十二 三	一年平 日六成 月三 月二十三	二年平 日三成 月三 月二十三	二年平 日三成 月三 月二十三	日年平 日三成 月三 月二十二	日年平 日六成 月三 月二十五	日年平 日三成 月三 月二十五	十年平 日十成 月三 月十二 月二十四	日年平 日九成 月三 月二十四	日年平 日六成 月三 月二十四
二十億 円	十六億 円	円百 七十 四億	七十 八億 円	円百 二十 八億	十億 円	四百 八億 円	八億 円	五十 億 円	三十 九億 円	八十 二億 円

（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）
一 ・ 八 %	一 ・ 〇 %
日 年 平 六 成 月 三 二 十 五	日 年 平 三 成 月 三 二 十 五
百 億 円	億 二 円 百 二 十 五